

○ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17日老企第45号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)(抄)

改 正 案	現 行
<p>第1 基準省令の性格 1 (略) 2 指定介護療養型医療施設が満たすべき基準を満たさない場合には、指定介護療養型医療施設の指定は受けられず、また、運営開始後、基準省令に違反することが明らかになった場合は、都道府県知事の指導等の対象となり、この指導等に従わなければならない場合には、当該指定を取り消すことができるものとして、次に掲げる場合には、基準省令に従った適正な運営ができなくなつたものとして、直ちに取り消すことができるものであること。 ① 次に掲げるときその他の指定介護療養型医療施設が自己の利益を図るために基準省令に違反したとき イ 指定介護療養施設サービスの提供に際して入院患者が負担すべき額の支払を適正に受けなかつたとき ロ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき ハ 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退院患者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受したとき ② 入院患者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準省令違反があつたとき 3 運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなつたことを理由として指定が取り消された直後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が十分に確認されない限り指定を行わないものとする 第2 指定の単位等について 第1～3 (略)</p>	<p>第1 基準省令の性格 1 (略) 2 指定介護療養型医療施設が満たすべき基準を満たさない場合には、指定介護療養型医療施設の指定は受けられず、また、運営開始後、基準省令に違反することが明らかになった場合は、都道府県知事の指導等の対象となり、この指導等に従わなければならない場合には、当該指定を取り消すことができるものであること。 3 運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなつたことを理由として指定が取り消された直後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとする 第2 指定の単位等について 第1～3 (略)</p>

4 一病棟ごとに、看護の責任者を配置し、看護チームによる交代制勤務等の看護を実施すること、及び看護師詰め所の設備等を有することが必要である。ただし、看護師詰め所の配置によっては、他の看護単位と看護師詰め所を共用することは可能である。

5 (略)

第3 人員に関する基準・設備に関する基準

1 人員に関する基準 (基準省令第2条)

(1) (略)

(2) 看護職員及び介護職員

①・② (略)

③ 介護職員の数を算出するに当たっては、看護師、准看護師を介護職員とみなして差し支えない。ただし、この場合の看護師、准看護師については、人員の算出上、看護職員として数えることはできない。

(3) (略)

(4) 介護支援専門員

介護支援専門員の配置 (同条第2項の療養病床を有する診療所であるものを除く。)については、以下のとおりとする。

①・② (略)

2 (略)

3 経過措置

(1) 平成15年3月31日の時点で現に存する指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所であるものに限る。)であつて、基準省令附則第4条の規定の適用を受けて介護支援専門員を配置していないものは、平成18年3月31日までの間は、指定居宅介護支援事業者(当該指定介護療養型医療施設の開設者を除く。)に施設サービス計画の作成等の業務を委託できるとし、その場合には当該施設に介護支援専門員を配置しないこととした。

また、当該施設所に介護支援専門員を配置しない場合は、基準省令第23条の2第3号及び第4号までに規定する業務は当該施設の従業者が行うこととした。(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成15年厚生労働省令第〇〇〇号)附則第2条)

4 一病棟ごとに、看護の責任者を配置し、看護チームによる交代制勤務等の看護を実施すること、及び看護師詰め所の設備等を有することが必要である。ただし、看護師詰め所の配置によっては、他の看護単位と看護師詰め所を共用することは可能である。

5 (略)

第3 人員に関する基準・設備に関する基準

1 人員に関する基準 (基準省令第2条)

(1) (略)

(2) 看護職員及び介護職員

①・② (略)

③ 介護職員の数を算出するに当たっては、看護師、准看護師を介護職員とみなして差し支えない。ただし、この場合の看護師、准看護師については、人員の算出上、看護職員として数えることはできない。

(3) (略)

(4) 介護支援専門員

①・② (略)

2 (略)

3 経過措置

(1) 指定介護療養型医療施設の指定基準の経過措置により、平成15年3月31日までの間、介護力強化病院を指定することを認めることとした。(基準省令附則第2条)

(2) 指定介護療養型医療施設の介護支援専門員については、平成15年3月31日までの間は、看護に係る計画等の作成に関し経験のある看護職員でよいこととした。(基準省令附則第3条)

- (2) (略)
- (3) 老人性痴呆疾患療養病棟の人員・設備基準の経過措置
- ① (略)
- ② 当分の間、老人性痴呆患者の作業療法の経験を有する常勤の看護師であつて、専ら当該病棟における作業療法に従事する者が1人以上勤務する老人性痴呆疾患療養病棟においては、作業療法士が週1回以上当該病棟において患者の作業療法についての評価を行う場合には、常勤の作業療法士を置かないことができるとした。(基準省令附則第6条)
- ③・④ (略)
- (4)・(5) (略)
- 4 (略)
- 第4 運営に関する基準
- 1 (略)
- 2 提供拒否の禁止
- 基準省令第6条の2は、原則として、入院申込に対して応じなければならぬことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスを提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合は、入院治療の必要の無い場合その他入院患者に対し自ら適切な介護療養施設サービスを提供することが困難な場合である。
- 3 (略)
- 4 要介護認定の申請に係る援助
- (1) 基準省令第8条第1項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定介護療養施設サービスの利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、指定介護療養型医療施設は、患者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該患者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。
- (2) 同条第2項は、要介護認定の有効期間が原則として6月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、指定介護療養型医療施設は、要介護認定と更新の申請が、遅くとも当該入院患者が受けている要介護認定の有

- (3) (略)
- (4) 老人性痴呆疾患療養病棟の人員・設備基準の経過措置
- ① (略)
- ② 当分の間、老人性痴呆患者の作業療法の経験を有する常勤の看護師又は看護士であつて、専ら当該病棟における作業療法に従事する者が1人以上勤務する老人性痴呆疾患療養病棟においては、作業療法士が週1回以上当該病棟において患者の作業療法についての評価を行う場合には、常勤の作業療法士を置かないことができるとした。(基準省令附則第6条)
- ③・④ (略)
- (5)・(6) (略)
- 4 (略)
- 第4 運営に関する基準
- 1 (略)
- 2 (略)

効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならぬこととしたものである。

5 入退院

(1) 基準省令第9条第1項は、指定介護療養型医療施設は、長期に渡って療養が必要な要介護者を対象とするものであることを規定したものである。

(2) 同条第2項は、入院を待っている申込者がいる場合には、入院して指定介護療養施設サービスを受けなければならないと認められる者が優先的に入院させるよう努めなければならないことを規定したものである。また、その際の勘案事項として、指定介護療養型医療施設が基準省令第8条第1項に定める者を対象としていること等にかんがみ、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を挙げているものである。なお、こうした優先的な入院の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意すべきものである。

(3) 同条第3項は、入院患者に対して適切な介護療養施設サービスが提供されるようにするため、入院患者の心身の状況、病歴、生活歴、家族の状況等の把握に努めなければならないことを規定したものである。

また、質の高い介護療養施設サービス等の提供に資する観点から、当該入院患者に係る指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならないものとしたものである。

(4) 同条第4項は、指定介護療養型医療施設は要介護者のうち、入院して長期療養を行うことが必要な患者を対象としていることに鑑み、入院治療が不要となった場合には、速やかに退院を指示することを規定したものである。

3 入退院

(1) 基準省令第8条第1項は、指定介護療養型医療施設は、長期に渡って療養が必要な要介護者を対象とするものであることを規定したものである。

(2) 同条第2項は、原則として、利用申込に対して応じなければならぬことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスを提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合は、入院治療の必要のない場合その他患者に対し自ら適切な指定介護療養施設サービスを提供することが困難な場合である。

(3) 同条第3項は、入院を待っている申込者がいる場合には、入院して指定介護療養施設サービスを受けなければならないと認められる者が優先的に入院させるよう努めなければならないことを規定したものである。また、その際の勘案事項として、指定介護療養型医療施設が基準省令第8条第1項に定める者を対象としていること等にかんがみ、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を挙げているものである。なお、こうした優先的な入院の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意すべきものである。

(4) 同条第6項は、指定介護療養型医療施設は要介護者のうち、入院して長期療養を行うことが必要な患者を対象としていることに鑑み、入院治療が不要となった場合には、速やかに退院を指示することを規定したものである。

4 要介護認定の申請に係る援助

(1) 基準省令第9条第1項は、要介護認定の申請がなされれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定介護療養施設サービスの利用に係る費用が保険給付の対象となりうることを踏まえ、指定介護療養型医療施設は、患者が要介護認定を受けていないことを確

認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確かを確認し、申請が行われていない場合は、当該患者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

(2) 同条第2項は、要介護認定の有効期間が原則として6箇月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、指定介護療養型医療施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入院患者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

6 サービスの提供の記録
基準省令第10条第2項は、サービスの提供日、具体的なサービスの内容、入院患者の状況その他必要な事項を記録しなければならないこととしたものである。
なお、基準省令第36条第2項の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。

7 (略)

8 利用料等の受領

(1) ～ (2) (略)

(3) 同条第3項は、指定介護療養施設サービスの提供に関して、
① 厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

②・③ (略)

④ 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入院患者に負担させることが適当と認められるものについては、前2項の利用料のほかに入院患者から支払を受けることができるとし、保険給付の対象となつていないサービスと明確に区分されないまいものである。なお、④の費用の具体的な範囲については、別に通知するところによるものである。

9 (略)

10 指定介護療養施設サービスの取扱方針

(1) 基準省令第14条第5項に規定する記録の記載は、主治医が診療録に記載しなければならないものとする。

5 (略)

6 利用料等の受領

(1) ～ (2) (略)

(3) 同条第3項は、指定介護療養施設サービスの提供に関して、
① 厚生大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

②・③ (略)

④ 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入院患者に負担させることが適当と認められるものについては、前2項の利用料のほかに入院患者から支払を受けることができるとし、保険給付の対象となつていないサービスと明確に区分されないまいものである。なお、④の費用の徴収は認めないこととして通知するところによるものである。

7 (略)

(2) 同条第4項及び第5項は、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。

なお、基準省令第36条第2項の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。

1.1 施設サービス計画の作成

基準省令第15条は、入院患者の課題分析、サービス担当者会議の開催、施設サービス計画の作成、施設サービス計画の実施状況の把握など、施設サービス計画が施設サービス計画に基づいて適切に行われるよう、施設サービス計画に係る一連の業務のあり方及び当該業務を行う介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）の責務を明らかにしたものである。なお、施設サービス計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを入院患者に強制することとならないように留意するものとする。

(1) 計画担当介護支援専門員による施設サービス計画の作成（第1項）
指定介護療養型医療施設の管理者は、施設サービス計画の作成に関する業務の主要な過程を計画担当介護支援専門員に担当させることとしたものである。

(2) 総合的な施設サービス計画の作成（第2項）

施設サービス計画は、入院患者の日常生活全般を支援する観点に立つて作成されることが重要である。このため、施設サービス計画の作成又は変更に当たっては、入院患者の希望や課題分析の結果に基づき、介護給付等対象サービス以外の、当該地域の住民による入院患者の話し相手、会食などの自発的な活動によるサービス等も含めて施設サービス計画に位置付けることにより、総合的な計画となるよう努めなければならない。

(3) 課題分析の実施（第3項）

施設サービス計画は、個々の入院患者の特性に応じて作成されることが重要である。このため計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に先立ち入院患者の課題分析を行わなければならない。

課題分析とは、入院患者の有する日常生活上の能力や入院患者を取り巻く環境等の評価を通じて入院患者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、入院患者が自立した日常生活

8 施設サービス計画の作成について（基準省令第14条）
施設サービス計画の作成に当たっては、退院後の居宅における生活を視野に入れ、当該入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の従業者と十分にその内容を検討することが必要である。